中標津町公共施設等総合管理計画

中標津町

平成 29 年 1 月

令和２年４月一部改訂

令和４年３月一部改訂

令和６年３月一部改訂

計画期間　平成 28 年度～令和 8 年度

目　　次

Ⅰ　公共施設等総合管理計画策定の目的　・・・・・・・・・・・・１
Ⅱ　公共施設等総合管理計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・１
Ⅲ　公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設等の範囲　・・・・・・・・・・・・２

第１章　公共施設等の現況及び将来の見通し　・・・・・・・・・・・・３
１　公共施設（建築物）の状況
２　インフラ系施設の状況
３　公共施設等の将来の資産更新必要額
４　人口減少が公共施設等の資産更新に与える影響

第２章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針・・・・・・・・・１７
１　計画期間
２　取組体制の構築及び情報管理・共有方策
３　中標津町の公共施設等の課題
４　公共施設等の管理に関する基本的な考え方
５　フォローアップの実施方針（公共施設等総合管理計画の見直しの実施方針）

第３章　施設類型ごとの管理に関する基本方針　・・・・・・・・・・・２１
１　公共施設等の資産更新の見直しに関する基本方針
２　公共施設（建築物）の管理に関する基本方針
３　インフラ系施設の管理に関する基本方針

Ⅰ　公共施設等総合管理計画策定の目的

中標津町の人口は、今後減少が続くことが予測され、これまで需要の増大に応じて整備を進めてきた公共施設等は、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、人口減少に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定するものです。

Ⅱ　公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画については中標津町総合計画を上位計画と位置づけ、そのほか個別計画については、本計画の下位計画とします。また、国土強靭化基本計画やインフラ長寿命化基本計画についても連携・連動しながら本計画へ反映させます。

中標津町総合計画

「空とみどりが人をつないでいくまち　中標津」

～住みたいまち　住み続けたいまち～

基本目標１　つながりが未来を築くまちづくり

基本目標２　安心と生きがいを感じるまちづくり

基本目標３　産業の力みなぎるまちづくり

基本目標４　住みやすいまちづくり

基本目標５　郷土愛あふれるまちづくり

国土強靭化基本計画（内閣）

インフラ長寿命化基本計画（国土交通省）

中標津町公共施設等総合管理計画

個別計画

中標津町公園施設長寿命化計画	中標津町橋梁長寿命化修繕計画
中標津町公営住宅等長寿命化計画	中標津町地域防災計画
中標津町下水道中期ビジョン	中標津町水道ビジョン
中標津町強靭化計画	中標津町学校施設長寿命化計画など

Ⅲ 公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設等の範囲

中標津町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツレクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、上下水道施設、その他の 14 類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、上水道、下水道、公園の 5 類型に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

大分類	番　号	分　　類	主　な　施　設
公共施設（建築物）	1	町民文化系施設	総合文化会館、交流センター　等
	2	社会教育系施設	図書館、郷土館　等
	3	スポーツレクリエーション系施設	総合体育館、温水プール　等
	4	産業系施設	俵橋牧場関連施設　等
	5	学校教育系施設	各小学校、中学校、給食センター　等
	6	子育て支援施設	児童センター、保育園　等
	7	保健福祉施設	総合福祉センター、老人福祉センター　等
	8	医療施設	町立病院　等
	9	行政系施設	役場本庁舎、中標津町交通センター　等
	10	公営住宅	各団地
	11	公園（建築物）	緑ヶ丘公園内施設、正美公園施設　等
	12	供給処理施設	中標津町一般廃棄物最終処分場　等
	13	上下水道施設	下水終末処理場、浄水場　等
	14	その他	教員住宅、バス待合所　等
インフラ系施設	1	道路	町道・林道・農道
	2	橋梁	
	3	上水道	水道管
	4	下水道	下水道管
	5	公園	

第１章　公共施設等の現況及び将来の見通し

１　公共施設（建築物）の状況

（１）公共施設（建築物）の所有状況

中標津町の公共施設（建築物）延べ面積の合計は平成 27 年度末（平成 28 年 3 月 31 日現在）では約 22.1 万㎡でしたが、令和 4 年度末（令和 5 年 3 月 31 日現在）では約 20.9 万㎡となっており、分類別内訳では公営住宅が 27.3%と延べ床面積割合が最も多く、次いで学校教育系施設が 23.9%となっています。また、人口（令和 5 年 3 月 31 日現在 22,402 人）一人当たりの延べ床面積は 9.3 ㎡となっています。

■公共施設（建築物）の所有状況　（単位：㎡、%）

番号	分　類	平成 27 年度末時点		令和 4 年度末時点			
		施設数	延べ床面積	施設数	延べ床面積	割　合	人口一人当たりの延べ床面積
1	町民文化系施設	21	12,402.0	20	11,538.3	5.5%	0.5
2	社会教育系施設	5	1,795.1	4	1,329.7	0.6%	0.1
3	スポーツレクリエーション系施設	18	15,583.1	17	13,166.1	6.3%	0.6
4	産業系施設	12	1,597.4	14	3,085.4	1.5%	0.1
5	学校教育系施設	66	52,735.0	56	49,991.9	23.9%	2.2
6	子育て支援施設	14	5,376.9	7	3,227.8	1.5%	0.1
7	保健福祉施設	14	6,161.8	13	5,995.6	2.9%	0.3
8	医療施設	6	17,123.2	6	17,123.2	8.2%	0.8
9	行政系施設	30	12,642.9	6	7,225.9	3.5%	0.3
10	公営住宅	123	56,823.0	114	56,906.3	27.3%	2.5
11	公園（建築物）	43	1,313.5	43	1,298.4	0.6%	0.1
12	供給処理施設	7	3,218.3	4	1,698.2	0.8%	0.1
13	上下水道施設	61	20,413.2	61	20,413.2	9.8%	0.9
14	その他	228	13,435.7	184	15,775.9	7.6%	0.7
計		648	220,621.1	549	208,775.9	100.0%	9.3

※公有財産台帳、建物共済資料より作成。

※総合体育館は平成２８年度取得していますが、数値への影響が大きいため平成２７年度末時点の集計対象としています。

（２）公共施設（建築物）の老朽化の状況

建築物の老朽化は一般に、①「建築してからの経過年数／法定耐用年数」もしくは、②「減価償却累計額／取得原価（再調達価格）」であらわされ、どの程度償却が進行しているか、すなわち老朽化が進行しているかが、その指標となります。今回は①にて算出しています。

種々の社会的影響から、通常は耐用年数の限度まで使用されることは少なく、民間施設の老朽化率は 30%～40%です。自治体の場合、その性格から 40%～50%と高い水準と言われています。

中標津町が所有する公共施設（建築物）の老朽化率は、令和 4 年度末で 63.4%となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たり延床面積の縮減や、長寿命化措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。

■公共施設（建築物）の老朽化率　（単位：㎡、%）

番号	分　類	平成 27 年度末時点		令和 4 年度末時点	
		延べ床面積	老朽化率	延べ床面積	老朽化率
1	町民文化系施設	12,402.0	56.8%	11,538.3	69.3%
2	社会教育系施設	1,795.1	67.7%	1,329.7	68.4%
3	スポーツレクリエーション系施設	15,583.1	40.5%	13,166.1	46.7%
4	産業系施設	1,597.4	92.0%	3,085.4	97.3%
5	学校教育系施設	52,735.0	52.8%	49,991.9	60.4%
6	子育て支援施設	5,376.9	67.9%	3,227.8	66.3%
7	保健福祉施設	6,161.8	55.1%	5,995.6	64.6%
8	医療施設	17,123.2	35.0%	17,123.2	48.9%
9	行政系施設	12,642.9	75.8%	7,225.9	84.6%
10	公営住宅	56,823.0	56.7%	56,906.3	51.6%
11	公園（建築物）	1,313.5	94.4%	1,298.4	94.3%
12	供給処理施設	3,218.3	66.3%	1,698.2	63.9%
13	上下水道施設	20,413.2	73.6%	20,413.2	86.9%
14	その他	13,435.7	96.9%	15,775.9	90.3%
計		220,621.1	59.0%	208,775.9	63.4%

※公有財産台帳、建物共済資料、各種決算書等より集計。

（３）主な公共施設等の利用実績（利用状況）

これらの施設が実際にどのように利用されているかが、利用実績です。今後の公共施設等のあり方を検討するうえで、利用実績は極めて重要です。

利用実績のみで施設の効用を判定することはできませんが、全体の計画に反映させ、高いサービスレベルを保持したまま公共施設等の効率化をどのように図るかが新たな課題です。

■公共施設等の利用実績（平成２７年度実績値）

分　類　名	施　　設　　名	利用人数／生徒数／児童数
町民文化系施設	宮下会館ほか 12 施設	11,069 人
	中標津町総合文化会館	182,877 人
社会教育系施設	中標津町郷土館	3,745 人
スポーツレクリエーション系施設	中標津町シルバースポーツセンター	5,677 人
	開陽台展望施設展望館	141,686 人
	中標津体育館	77,690 人
	中標津町温水プール	46,326 人
	中標津町武道館	21,724 人
学校教育系施設	中標津小学校	447 人
	中標津東小学校	587 人
	丸山小学校	370 人
	俵橋小学校	19 人
	武佐小学校	12 人
	中標津中学校	413 人
	広陵中学校	281 人
	計根別学園	136 人
	中標津農業高校	88 人
子育て支援施設	中標津町立中標津保育園	97 人
	西児童館ほか 3 施設（児童館）	60,715 人
	中標津町児童センター（5 月～3 月）	30,245 人
	中標津町児童デイサービスセンター	49 人
	計根別幼稚園	44 人
保健福祉施設	中標津町総合福祉センター	17,920 人
	中標津町共生型交流センター	3,541 人
	中標津町保健センター	7,079 人

※決算説明資料等より集計。

（４）公共施設（建築物）の運営コスト

既存の施設の年間の運営コストは、行政コスト計算書により算出します。

この数値は、今後の資産更新時に利用率と運営コストの両面で検討する際の資料となります。

■行政コスト計算書による運営コストの算出方法

①費用の計上基準

発生主義に基づき、現金の支出がなくても、サービスの提供や物品の引渡しなどの取引の事実が発生した時点で、費用が発生したものとし集計をしています。

②費用の範囲

施設分類別で集計している費用は次のとおりです。

ア）施設の運営にかかる費用

イ）施設を利用して行っている事業にかかる費用

ウ）発生主義による現金の支出を伴わない費用（減価償却費等）

③科目の表示

各科目の区分と内容は次のとおりです。

ア）燃料費：施設の暖房燃料費など。

イ）光熱水費：施設運営等に関する電気代、上下水道代など。

ウ）修繕料：施設等の補修等のために支出した金額。

エ）保険料：施設の火災及び地震保険等の保険料（共済掛け金）。

オ）委託料：施設保守や施設清掃委託、指定管理委託料、包括委託料　等。

カ）減価償却費：減価償却とは、一時的な支出を、耐用年数（使える年数）に応じて少しずつ分割して費用化するもので、当該資産の１年間の償却額として算出しています。

キ）その他経費：手数料、使用料や賃借料等が該当します。

④施設分類別の公共施設（建築物）の運営コスト

（単位：千円）

番号	科目 / 分類	燃料費	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	減価償却費	その他経費	合計
1	町民文化系施設	93	443	6,408	0	1,266	90,658	288	99,156
2	社会教育系施設	39	316	759	0	210,931	3,881	0	215,926
3	スポーツレクリエーション系施設	488	2,917	1,727	0	152,975	64,892	295	223,294
4	産業系施設	997	4,612	408	45	3,151	5,982	1,264	16,459
5	学校教育系施設	23,059	48,304	5,925	5,333	25,894	227,492	36,870	372,877
6	子育て支援施設	4,372	6,331	1,384	726	12,772	30,340	1,539	57,464
7	保健福祉施設	683	1,974	1,718	0	31,155	27,715	748	63,993
8	医療施設	43,165	70,536	8,106	1,345	38,877	100,170	0	262,199
9	行政系施設	3,638	5,328	776	1,322	43,181	44,964	146	99,355
10	公営住宅	0	480	34,806	1,530	1,458	197,922	0	236,196
11	公園（建築物）	0	35	1,519	0	48,784	4,062	1	54,401
12	供給処理施設	449	6,379	7,646	0	174,275	32,338	425	221,512
13	上下水道施設	4,236	38,513	52,228	2,247	196,235	62,686	22,362	378,507
14	その他	0	528	2,384	0	799	7,905	40	11,656
合計		81,219	186,696	125,794	12,548	941,753	901,007	63,978	2,312,995

※平成27年度決算書等より集計

公共施設（建築物）の運営コストは年間約23億円となっています。施設分類別にみると上下水道施設が約3.8億円と年間運営コストで最も高く、次に学校教育系施設が約3.7億円、医療施設約2.6億円、公営住宅約2.4億円、スポーツレクリエーション系施設、供給処理施設、社会教育系施設の約2.2億円と続きます。

科目別にみると、委託料が最も高く約9.4億円、次に減価償却費が約9億円、光熱水費、修繕料の順となります。

2 インフラ系施設の状況

①道路

■町道の現況（平成 27 年度）

項　　目	数　　量	
総量（実延長/実効面積）	623,089m	4,472,605 ㎡
うち 1 級（幹線）町道（実延長/実効面積）	166,555m	1,352,835 ㎡
うち 2 級（幹線）町道（実延長/実効面積）	203,954m	1,441,314 ㎡
うちその他の町道（実延長/実効面積）	252,580m	1,678,456 ㎡
年間道路維持補修費（千円）		15,905

■林道・農道の現況（平成 27 年度）

項　　目	数　　量
林道路線数（林業専用道を含む）	7 路線
林道実延長（林業専用道を含む）	13,796m
農道路線数	13 路線
農道実延長	21,177m

②橋梁

■全体状況（平成 27 年度）

項　　目	数　　量
本数	111 本
延べ面積	26,849 ㎡

■年度別構造別取得状況　（単位：㎡）

取得年度	PC 橋	RC 橋	鋼橋	その他	計
1969～1980	715	0	9,663	0	10,379
1981～1990	2,879	0	4,312	0	7,191
1991～2000	3,815	226	1,777	0	5,818
2001～	1,353	0	1,319	0	2,672
不　明	0	0	0	791	791
合計	8,761	226	17,071	791	26,849

※PC 橋：プレストレスト・コンクリート橋。あらかじめコンクリートに圧縮応力を作用させた材料を使用。

※RC 橋：鉄筋コンクリート橋。

※鋼橋：主要部材に鋼を利用。

③水道

■事業概要

（上水道）

項　　目		単　位	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年比
計画給水人口		人	21,400	21,400	100.0%
区域内人口(A)		人	20,591	20,786	99.1%
給水人口　(B)		人	20,505	20,694	99.1%
普及率(B／A)		%	99.6	99.6	100.0%
配水量	年　　間	㎥	2,123,031	2,103,864	100.9%
	一日平均	㎥	5,801	5,764	100.6%
	一日最大	㎥	6,529	7,614	85.7%

（簡易水道）

項　　目		単　位	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年比
計画給水人口		人	3,190	3,190	100.0%
区域内人口(A)		人	3,071	3,098	99.1%
給水人口　(B)		人	2,930	2,950	99.3%
普及率　(B／A)		%	95.4	95.2	100.2%
配水量	年　　間	㎥	1,641,444	1,596,431	102.8%
	一日平均	㎥	4,485	4,374	102.5%
	一日最大	㎥	5,167	4,864	106.2%

■上水道（簡易水道含む）管渠の状況

項　　目	上水道	簡易水道
管渠総延長	190, 930m	320, 556m
うち導水管	12, 800m	10, 235m
うち送水管	201m	684m
うち配水管	177, 929m	309, 637m

④下水道

■下水道事業の現況（平成 27 年度）

項　　目		単位	公共	特環	農集	合計
計画人口		人	19,500	40	1,230	20,770
行政区域人口　(A)		人	23,893	23,893	23,893	23,893
処理区域人口　(B)		人	19,515	17	739	20,271
水洗化人口　(C)		人	17,638	17	639	18,294
普及率　(B／A)		%	81.7	0.1	3.1	84.8
水洗化率　(C／B)		%	90.4	100.0	86.5	90.2
処理水量	年間　(D)	㎥	2,530,877	12,711	62,443	2,606,031
	一日平均	㎥	6,918	35	171	7,120
有収水量	年間　(E)	㎥	1,707,990	8,382	54,427	1,770,799
	一日平均	㎥	4,667	23	149	4,838
有収率　(E／D)		%	67.5	65.9	87.2	68.0
下水道管敷設延長		km	140	1	10	151

※公共：公共下水道事業

※特環：特定環境保全公共下水道事業

※農集：農業集落排水事業

⑤公園

■公園の現況（平成 27 年度）

種　　別	箇　所　数	供　用　面　積
都　市　公　園	29 箇所	104.31ｈａ
そ　の　他　公　園	5 箇所	8.71ｈａ
合　　計	34 箇所	113.02ｈａ

3 公共施設等の将来の資産更新必要額

（１）公共施設（建築物）の建築年度別の状況

現行の耐震基準（新耐震基準）は、1981（昭和 56）年に改正されています。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど建築物に損傷が生じず、また、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

中標津町における建築年度別の延べ床面積を見ると下表のとおりになります。

中標津町においては、旧耐震基準（昭和 56 年以前）に建築されたものが、30.3%を占めていることから今後の対応を考える必要があります。

なお、グラフ下部記載の「※既耐震改修実施公共施設等」については新耐震基準以前の建築物となっていますが、2010（平成 22）年から 2012（平成 24）年までの間に耐震改修工事を実施しています。

■年度別・分類別建築延べ床面積（平成２７年度末時点）　（単位：㎡）

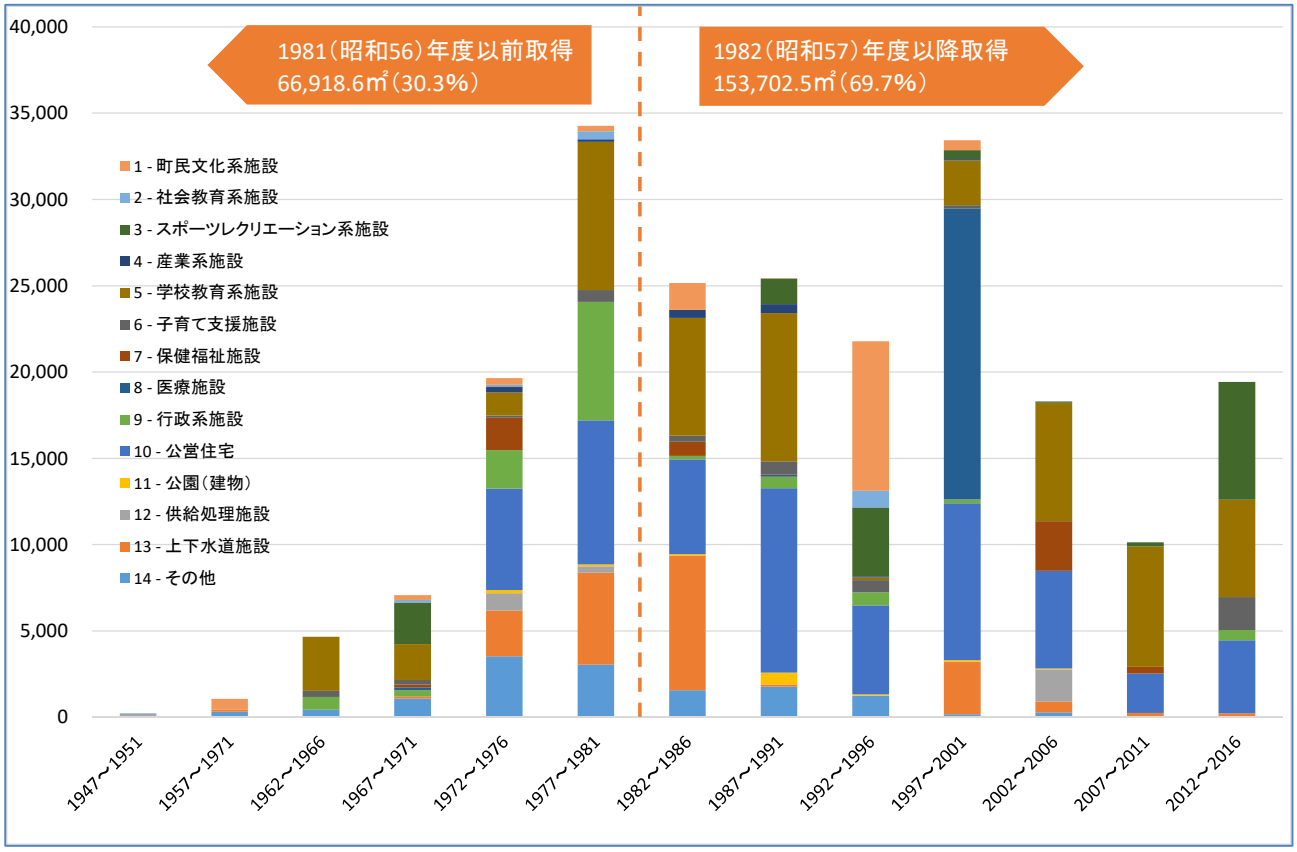

※既耐震改修実施公共施設等
1. 行政系施設　役場本庁舎ほか 1 施設　2010 年～2011 年　耐震改修実施　6,430.6 ㎡
2. 学校教育系施設　広陵中学校体育館ほか 4 施設　2010 年～2012 年　耐震改修実施　2,251.0 ㎡
3. 子育て支援施設　俣落母と子の家体育館　2011 年　耐震改修実施　453.0 ㎡

（２）公共施設等の将来の資産更新必要額

今後 50 年間（2016～2055 年　※以下同様）、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の資産更新必要額を一般財団法人地域総合整備財団の公共施設更新費用試算ソフト（以下「更新費用試算ソフト」）を用いて試算したところ、建築物で約 980.0 億円、年平均約 19.6 億円のコストが必要となることが想定されます。

また、公共施設等の問題を考える上で、建築物のみならず、インフラ系施設（道路・橋梁・上水道・下水道）についても考慮する必要があります。これらインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

インフラ系施設の将来の更新必要額を更新費用試算ソフトで試算すると、道路は 50 年間合計で約 700 億円、年平均約 14.0 億円となります。そのほか、橋梁は 50 年間合計で約 100 億円、年平均約 2.0 億円、上水道（簡易水道含む）は 50 年間合計で約 250 億円、年平均約 5.0 億円、下水道は 50 年間合計で約 190 億円、年平均約 3.8 億円となります。

公共施設（建築物）とインフラ系施設を合算すると、50 年間合計で約 2,220 億円、年平均約 44.4 億円となります。

■一般財団法人地域総合整備財団　公共施設更新費用試算ソフトによる類型別更新必要額

種　　別	50 年間の更新必要額	年　平　均
公共施設（建築物）	約 980 億円	約 19.6 億円
道路	約 700 億円	約 14.0 億円
橋梁	約 100 億円	約 2.0 億円
上水道	約 250 億円	約 5.0 億円
下水道	約 190 億円	約 3.8 億円
合計	約 2,220 億円	約 44.4 億円

※インフラ系施設としての公園については、一般財団法人地域総合整備財団　公共施設更新費用試算ソフトでは対象となっていないため除いています。

【参考】

①普通会計歳入状況（平成 23 年度～平成 27 年度）

○各年度の実施事業の影響もあるが、平成 23 年度から平成 26 年度までは増加傾向。

○町税は歳入総額に対して 20%を前後。

○地方交付税は減少傾向であり、歳入に対する割合も減少傾向。

○町債の発行は平成 25 年度までは抑制していたが、平成 26～27 年度は事業投資により増加。

■歳入（決算額）の年次推移　（単位：百万円）

科　　目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
町税	2, 898	2, 882	2, 947	3, 005	3, 006
譲与税・交付金	600	548	553	569	774
地方交付税	5, 135	5, 200	5, 159	5, 044	4, 926
使用料・手数料	328	337	345	345	350
国庫支出金	1, 083	1, 059	1, 478	1, 928	1, 869
道支出金	957	768	850	1, 088	1, 301
町債	1, 209	1, 403	1, 547	2, 285	2, 061
その他	1, 149	1, 152	1, 066	1, 821	1, 077
歳入合計	13, 358	13, 349	13, 944	16, 086	15, 365

■歳入科目別割合の年次推移

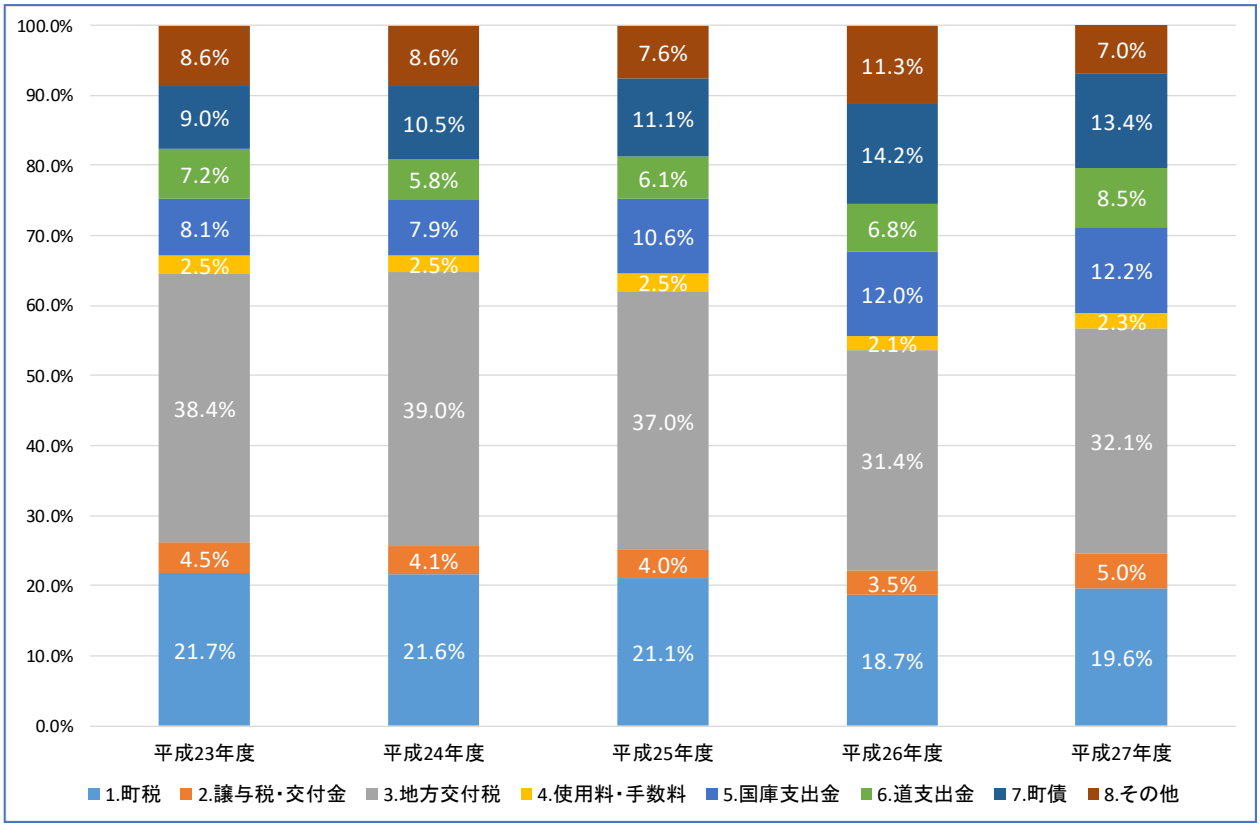

②普通会計歳出の状況（平成 23 年度～平成 27 年度）

○各年度の実施事業の影響もあるが、平成 23 年度から平成 26 年度までは増加傾向。

○普通建設事業費の平成 26 年度、平成 27 年度増加分は総合体育館建築等によるもの。

○補助費等は増加傾向。

■歳出（決算額）の年次推移　（単位：百万円）

科　　目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
義務的経費	4, 399	4, 568	4, 455	4, 656	4, 565
人件費	2, 002	2, 062	2, 002	2, 010	1, 980
扶助費	921	981	1, 017	1, 154	1, 110
公債費	1, 476	1, 525	1, 437	1, 492	1, 476
普通建設事業費	2, 307	1, 970	1, 995	3, 969	3, 590
その他の経費	5, 987	6, 425	6, 454	7, 141	6, 912
物件費	1, 686	1, 722	1, 734	1, 868	1, 899
維持補修費	212	315	349	593	337
補助費等	2, 690	2, 898	2, 857	3, 101	3, 246
繰出金	1, 110	1, 053	1, 049	1, 010	1, 118
その他の経費	290	438	465	569	311
歳出合計	12, 693	12, 963	12, 904	15, 766	15, 068

■歳出科目別割合の年次推移

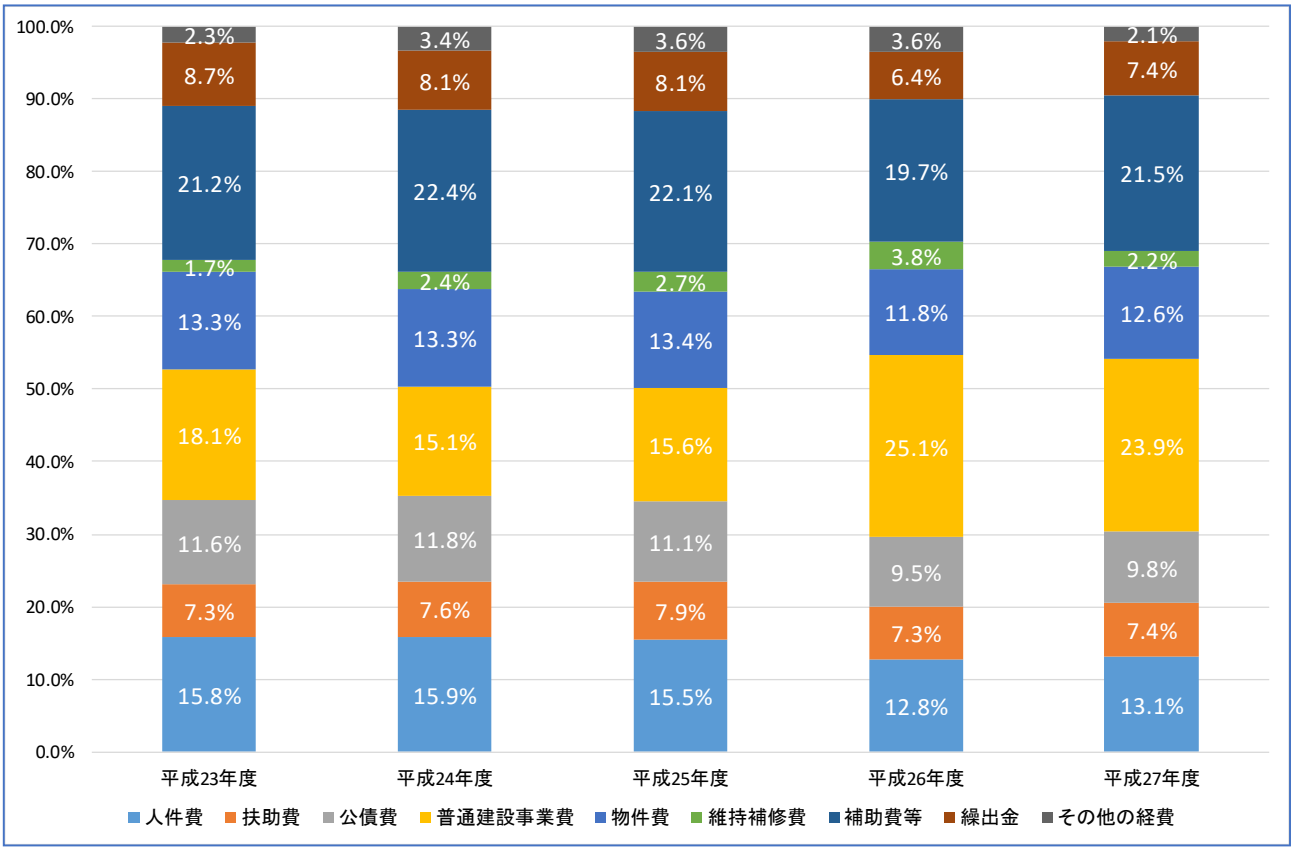

4　人口減少が公共施設等の資産更新に与える影響

（１）人口減少・少子高齢化社会への対応（中標津町人口ビジョンより抜粋）

中標津町の人口推計を行うために、下記の 2 つの町独自推計を国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計と比較を行いました。推計については以下の条件となっています。

●町独自推計 1：2030（令和 12）年までに中標津町の合計特殊出生率を希望出生率の 1.9 まで上昇させ、以降合計特殊出生率 1.9 を維持すると仮定。純移動率については社人研のデータとする。

●町独自推計 2：出生率については町独自推計 1 と同様に設定した上で、2016（平成 28）年から 20 代の男女 1 年当たり 12 人増えると仮定。

町独自推計 1 では、2060（令和 42）年において国の推計と比べて 1,565 人多い 19,190 人となると見込まれます。さらに、1 年当たり 20 代の男女が 12 人増えると仮定した町独自推計 2 では、2060 年に中標津町の人口は 2 万人台を維持できる見込みとなっています。これは国の推計と比べて約 2,400 人多い人口となっています。

■中標津町独自の人口推計結果　　（単位：人）

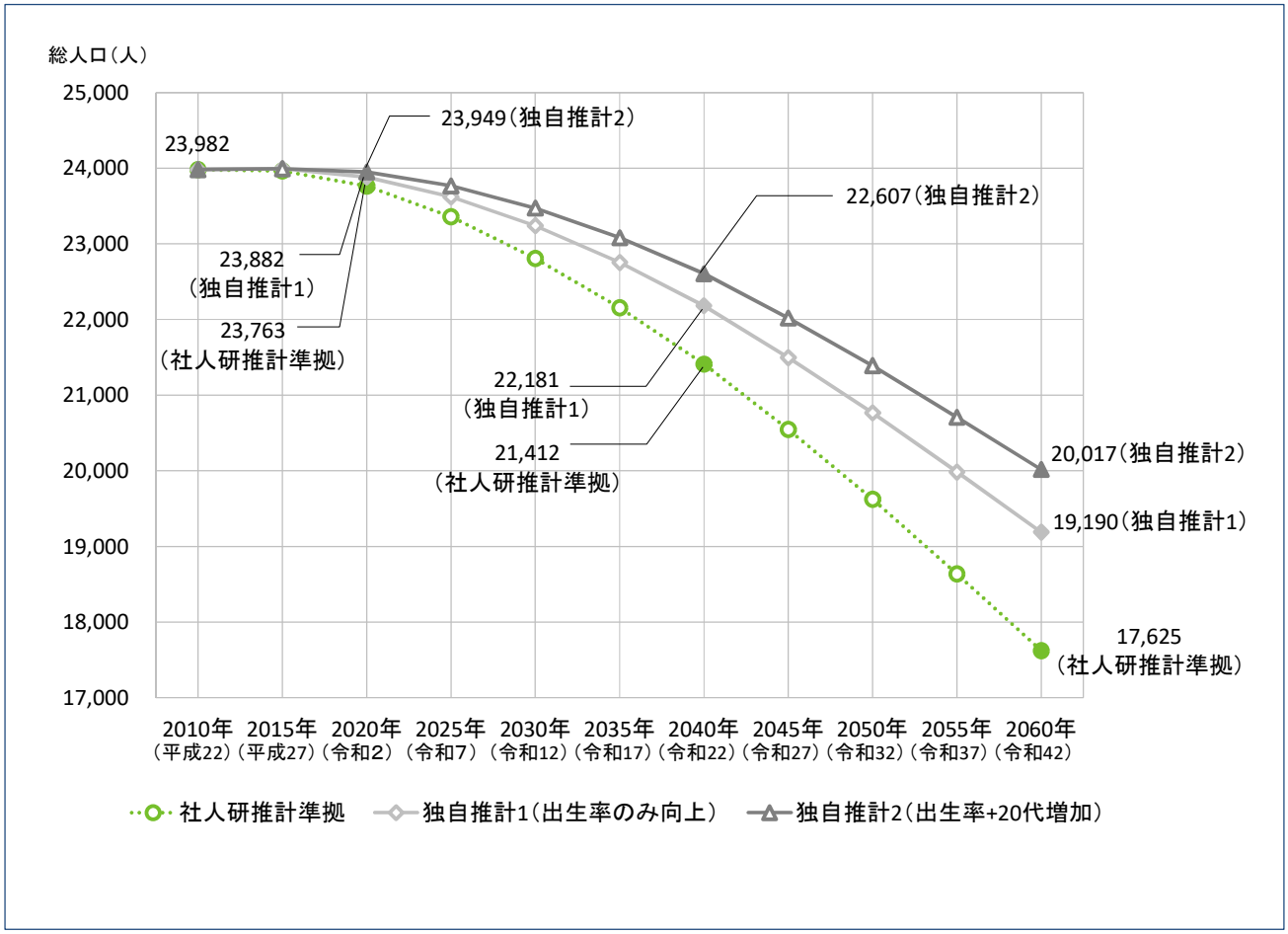

（２）人口減少による町民負担額の増加

前述のとおり、今後 50 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の資産更新必要額を試算したところ、約 2,220 億円、年平均約 44.4 億円となります。

これを社人研の人口推移予測を基に、人口一人当たりの負担額の推移をみると 2040（令和 22）年には、人口一人当たり負担額で約 20.7 万円、生産年齢人口一人当たり負担額は約 38.9 万円となります。さらに、2020（令和２）年と比較すると、人口一人当たり負担で約 1.1 倍、生産年齢人口一人当たり負担は 1.2 倍になります。

■人口減少を考慮した将来負担の推計

	2020（令和２）年	2030（令和 12）年	2040（令和 22）年
年間平均必要更新額	4,440 百万円	4,440 百万円	4,440 百万円
中標津町人口推移予測	23,763 人	22,808 人	21,412 人
中標津町人口一人当たり負担額	187 千円	195 千円	207 千円
うち生産年齢人口（15～64 歳）	14,113 人	13,044 人	11,438 人
うち生産年齢人口一人当たり負担額	315 千円	340 千円	389 千円

※資料：国立社会保障･人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（平成 25 年３月推計）」

第2章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1　計画期間

計画期間は、2016 年度（平成 28 年度）から 2026 年度（令和８年度）までの 11 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

2　取組体制の構築及び情報管理・共有方策

（１）取組体制

公共施設等総合管理計画策定にあたり、公共施設等の有効活用に関する基本方針等の検討は「中標津町行政改革推進本部」にて行います。

（２）情報管理と共有方策、財政との関連

固定資産台帳・公有財産台帳を一元的な情報データとして活用し、修繕履歴や更新（建替え）等に関する情報を更新していくこととします。

また、一元管理されたデータを庁内で共有することにより、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

3　中標津町の公共施設等の課題

（１）公共施設等の修繕・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。中標津町が保有する公共施設（建築物）は、旧耐震基準（昭和 56 年度以前）に建築されたものが、30.3%を占めています。

これらの施設は、今後、大規模な修繕や更新等の時期を迎えることになりますが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、すべての施設の修繕や更新等に対応することはできず、必要性の高い施設まで安全・安心の確保ができなくなる恐れがあります。インフラ系施設についても、老朽化の進行による橋桁のコンクリート剥離や路面の凸凹による事故、上水道・下水道管の損傷、それに伴う漏水による道路陥没など、安全、安心を確保した生活の継続ができなくなる恐れがあります。

このような状況を回避するには、修繕・更新等にかかる費用を全体的に抑えるとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による公共施設等の適切な管理に取り組む必要があります。

（２）人口減少・少子高齢化社会への対応

人口減少等に伴う、町民ニーズの変化に対応した、適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。

これらの状況を背景として、施設需要にも変化が見られることが想定され、例えば、高齢者福祉関連施設の需要が高まる一方で、小中学校等の年少世代が利用する施設は、1 施設あたりの利用人数が減少することが予想されます。また、社会経済情勢の変化に伴い、新たな施設需要が生まれる可能性があります。

（3）逼迫する財政状況への対応

今後の人口減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が予想される一方で、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することが予想されます。こうした厳しい財政状況のなか、公共サービスの一定水準を維持しつつ、運営コストをできる限り抑制することを念頭に、更新（建替え）や大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを適切に判断する必要があります。

公共施設等の役割や利用状況等に基づき、個々の施設等の将来展望を検討するなど、施設ごとに将来のコスト等を明らかにしていく必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（1）点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

今後も継続的な運営（利用）が確実に見込まれている施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理※の視点に立ち必要に応じ任意の調査、点検を効果的に実施します。

そのほか、点検未実施のものも含めた全対象施設において点検・診断等を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。さらに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

※予防保全型維持管理：損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理･･･施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）【公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針】より

（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による損傷の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率、役割、老朽化等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。なお、実施にあたっては、既存施設との集約化や小規模化及び

設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証したうえでトータルコスト※に配慮することとします。

また、修繕や更新等が必要となった際には、誰もが安全で快適に施設を利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。

※トータルコスト：中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

【公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針】より

（３）安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や損傷が起きてからの対応が中心でした。今後は、外壁の落下、防災設備の故障など利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。

そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設など今後も利用が向上する見込みのない施設かつ老朽化した施設においては、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

（４）長寿命化の実施方針

公共施設等の不具合や劣化などに対して、従来のように維持管理・修繕していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況のもとでは、非常に困難な状況にあります。

点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握するとともに、予防保全型維持管理を行い、今後も継続的な運用（利用）をする必要がある施設については、計画的な施設の長寿命化を推進します。

また、個別の長寿命化計画等を策定する場合は、中標津町公共施設等総合管理計画における方針との整合を図るものとします。

（５）統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、統合や廃止（取り壊し）の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業（サービス）の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。

実際の統合や廃止（取り壊し）までの決定については、個別評価を行い、十分な議論ののちに行います。

（６）建築物の耐震化に関する基本的な考え方

多くの公共施設等は災害時における防災拠点や避難所などとして重要な役割を担っています。このことから、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。また、耐震性が低い施設においては、施設の用途を考慮し、耐震化や廃止（取り壊し）について検討します。

（７）未利用財産の利活用方針

行政目的がなくなったことなどにより、現時点で将来的な利活用計画が定められていない未利用財産については、中標津町未利用財産利活用基本方針に基づいて個別財産の利活用方針を定めることにより、適正な管理の推進と、公平公正で透明性のある利活用に努めます。

（８）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理は、各部署との連携協力により全庁的に推進します。
総合的かつ計画的な管理を実現するために、以下の点について進めます。

①職員一人ひとりの意識向上

公共施設等総合管理計画の推進には、職員一人ひとりが計画内容を理解することが重要です。そのため、全職員を対象とした研修会等の開催により、公共施設等の予防保全型維持管理や運営コストの考え方に対する意識向上に努めます。

②民間活用の検討

公共施設等の更新等については、民間の技術・ノウハウ・資金を活用することが有効な場合もあることから、必要に応じて PPP・PFI※等の活用を検討します。
PPP・PFI 等の活用の検討にあたっては、公共施設等の現況などについて積極的に情報提供・公開することに努めます。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。具体的には指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなどを指す。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

③町民及び議会との情報共有

公共施設等の更新や配置は、まちづくりのあり方に関するものとなることから、町民及び議会への十分な情報提供を行うよう努めます。特に、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階では、町民及び議会に対して十分な説明や意見交換等による議論の場を設け、合意形成を図った上で事業を実施します。

④地方公会計制度（財務書類）との連携

平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められています。この固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報は、公共施設等の管理運営に役立て、維持管理・更新等について、地方公会計制度を一体で推進することとします。

⑤広域連携の検討

広域での施設配置の最適化に向けて、近隣自治体と情報交換を行い、広域連携のあり方について検討を進めます。

また、国や北海道が管理する施設との連携を図り、効率的な管理運営と安定した公共サービスの提供を目指します。

⑥脱炭素化の推進方針

脱炭素社会を実現するため、公共施設の建設や改修にあたっては再生可能エネルギーの導入や省エネルギー型設備機器の導入、断熱性能の向上や道産木材など地域資源の活用などを図ります。また、公共施設の維持管理においても、適切な点検補修によるエネルギーロスの削減や温度・空調の適正管理、節電・節水などに努めます。

5 フォローアップの実施方針

（１）公共施設等総合管理計画の見直しの実施方針

この計画の内容については、今後新たに策定する個別の長寿命化計画をはじめ、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

また、公共施設等の建設や統合、廃止（取り壊し）等の検討にあたっては、町民及び議会に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

（２）ＰＤＣＡサイクルの推進に係る方針

本計画の推進にあたっては、公共施設マネジメントにＰＤＣＡサイクルを採り入れ、ＰＬＡＮ（計画）、ＤＯ（実行）、ＣＨＥＣＫ（評価）、ＡＣＴ（改善）を意識することにより、進捗状況等を評価・検証し改善・改革を図り、概ね５年を目安にした見直しに努めます。

第3章　施設類型ごとの管理に関する基本方針

1　公共施設等の資産更新の見直しに関する基本方針

第 2 章における公共施設等の基本的な方針を踏まえ、人口の減少・少子高齢化などによる町民ニーズの変化や更新費用の増大に対応し、適切な町民サービスを持続的に提供していくための見直しの基本方針を定めます。

（1）人口減少に対応した資産更新費用削減方針

人口減少による町民の負担額増加を抑制させるため資産更新費用を削減します。

具体的には、未使用及び用途廃止施設の取り壊しを優先に検討し、継続する施設においては、修繕による長寿命化を実施します。利用状況の低い施設や老朽化の進んだ施設については、廃止、統合、複合化等以下の検討を行います。

①廃　　止：利用されていない施設、不要な施設・危険施設は機能を停止する。
②統　　合：同一用途の複数の施設を1か所の施設に統合する。
③複 合 化：異なる機能を一施設に複合する。
④規模縮小：一部取り壊しや更新時に規模を縮小する。
⑤用途変更：利用度の低い施設は、ニーズにあった用途に変更して有効活用をはかる。
⑥賃　　貸：未利用施設は、貸付けるなどして利活用をはかる。
⑦民 営 化：施設の管理運営を民間のノウハウを活用して、サービス向上、利用者増をはかる。
⑧売　　却：未利用施設は、売却するなどして利活用をはかる。

（2）公共施設等の運営コスト縮減の取組方針

公共施設等の運営コストは、年間約 23 億円となっています。これについては、施設で行っている事業にも関連があるため、現在行っている行政評価とともに町全体としてのコスト縮減を進めます。

また、予防保全型維持管理により、事前の対応をもって一時的な大きなコストの発生を防止します。

（3）資産更新時期の平準化方針

資産更新時期に関しては、更新が集中する時期を分散させて事業の平準化を図る必要があります。

そのため、それぞれの施設について長寿命化を実施し、耐用年数の延長を図ることで資産更新時期をコントロールします。

2 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設については、施設管理担当者の意見等を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

また、景観維持、防犯上の観点や、損傷による近隣被害の恐れもあることからも、将来的な利活用が見込めない施設については、取り壊し等幅広い選択肢で検討を進めます。

（1）町民文化系施設

少子高齢化や核家族化に伴い、地域社会の連帯感の希薄化と地域に対する帰属意識が低下していく傾向にあります。

町民が主体となったまちづくりを推進するためには、主体的に地域活動を実践していく自治活動を一層活性化させていくことが不可欠です。

しかし、地域コミュニティ形成における役割が大きい地域集会施設については老朽化が進んでいることから、維持管理・修繕を行い、同時に統廃合・再配置の検討をしつつ、総合的な地域活動の拠点施設として、安全性や利便性を図ります。

（2）社会教育系施設

近年のライフスタイルや価値観の多様化、高度情報化、国際化、少子高齢化など社会背景の大きな変化に伴って、ニーズも多様化してきています。また、地域課題について町民の自主的・組織的な学習により解決を図る地域づくり・まちづくりが求められているため、今後は、各社会教育施設機能を充実して連携を高めるとともに、適切な維持管理・修繕を実施します。

（3）スポーツレクリエーション系施設

生活環境の変化から、精神的ゆとりを求める人々のニーズと相まって、今では世代や障がいの有無にかかわらず、スポーツを愛好する人が増加しています。スポーツを楽しむことで健康増進、社会生活における様々なストレスの解消などのメリットがあり、豊かな人間性を培うものとしてより、重要性が増しています。

中標津町では、総合体育館やプール、野球場などの施設整備を進めてきており、各スポーツ団体などの活発な活動によって愛好者の拡大が図られています。

今後は、それぞれの施設の予防保全を進めるとともに長寿命化を図ります。

（4）産業系施設

畜産食品加工研修センターについては、基幹産業である酪農に係る食品加工の研修及び製品開発ができる施設であることから、維持管理・修繕の適切な実施により長寿命化を図ります。

また、その他の産業系施設では、老朽化が進行している施設の維持管理・修繕を行うとともに更新にあたっては、統廃合による集約化も検討します。

（５）学校教育系施設

町内の小中学校は統廃合により、平成 27 年度末現在で小学校 5 校、中学校 2 校、義務教育学校 1 校となったところですが、地域の実情や将来の人口減少を見据えた配置計画の策定が必要となります。

施設の中で学校は大規模な床面積を有しますが、児童生徒数は減少していくことから、学校の再配置を検討する際には小学校、中学校の同一建物での更新などを検討します。また、学校教育活動の充実や地域と学校の連携強化に資するよう、社会教育施設や保健福祉施設との複合化・共用化による整備等について、児童生徒数の推移、地域特性に考慮しつつ、余裕教室の有効活用などの検討を行います。

また、令和 3 年 2 月に策定した「中標津町学校施設長寿命化計画」に基づき、従来型の老朽化による建替えから、長寿命化による施設の維持を図り、施設整備のコスト低減及び平準化を進めていくことを基本とします。

長寿命化改修等により、施設の更新周期を 50 年から 80 年に伸ばした場合、維持更新コストは 40 年間で約 70 億円程度の削減が見込まれます。

（６）子育て支援施設

児童館については老朽化が進んでいる施設があることから適切な維持管理・修繕を行い、更新にあたっては統廃合による集約化を検討します。

また、保育所及び他の子育て支援施設においても維持管理・修繕により長寿命化を図るとともに更新にあたっては他の施設との統合を検討します。

（７）保健福祉施設

中標津町の高齢化率は 23.1%（平成 27 年国勢調査）で、今後についてもその割合は増加することが予想されています。高齢者人口が増えることにより、ひとり暮らしの高齢者や身体機能低下、認知症などにより介護や支援を必要とする高齢者の増加など、施策の充実が課題となっています。

障がいのある人については地域の中で自立し安心して暮らしていけるよう、また、施設や病院等から地域生活への移行を支援するため、グループホームなどの生活の場の確保に努めていきます。

町民の福祉に対する要望は増大し多種多様化してきており、地域福祉への理解を深め、互いに支え合う意識の啓発に努めていくとともに高齢者施設、障がい福祉施設の充実を図っていきます。

（８）医療施設

根室管内の地域センター病院である町立中標津病院については、施設保守及び設備運転業務委託業者との連携により法定点検の他、日常の自主点検を実施するなど予防保全型維持管理を行い長寿命化を図ります。

（９）行政系施設

役場本庁舎は、1980（昭和 55）年に建てられ、延べ面積は 5,989 ㎡となっています。現在築 36 年を経過しており、老朽化率は 72.0%ですが、平成 22 年度に耐震改修を終了しています。

その他の行政系施設も含めて長寿命化を基本方針とし、保守点検を実施し維持管理・修繕を進めます。また、設備等の大規模な修繕がある場合は、事前に計画を策定し進めます。

（１０）公営住宅

「中標津町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が進行しつつある公営住宅等の更新や改善を効果的かつ効率的に進め、ストックの有効活用を図り、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

（１１）公園（建築物）

国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「中標津町公園施設長寿命化計画」に基づき、担当係および公園維持管理の指定管理者による毎月の点検を実施し、安全に施設及び遊具を利用できるよう予防保全型維持管理に努めます。

（１２）供給処理施設

一般廃棄物処分場については、設備運転委託業者との連絡体制により施設破損等の早期対応の実施等適正な管理を実施し、長寿命化を図ります。

（１３）上下水道施設

これからの上下水道事業は、人口減少、少子高齢化による水需要、料金収入等の低迷の環境下において、安全・安心な水の供給、公衆衛生の向上、生活環境の改善、経済活動には必要不可欠なライフラインとなっており、持続した上下水道事業を求められています。

経済成長期に建設された公共施設は老朽化が進んでいることから、上下水道ビジョンに基づき、計画的な修繕・更新等を行い、安全・安心な上下水道事業のサービスの提供に努めます。

（１４）その他

その他の施設については、維持管理、修繕を適切に行い、長寿命化を図ります。なお、将来的に利用する見込みのない施設は、他所管施設への転用又は廃止のうえ譲渡、貸付、取り壊し等を検討します。

3 インフラ系施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。

（1）道路

①町道

改良工事等を行った道路等の総点検（路面性状・法面・土工構造物）を行い、今後の維持管理について計画的に実施します。生活道路については、安全性を優先し、老朽化の著しい舗装路面の修繕工事、改良工事等による利用者の安全確保と冬道の安全対策を図ります。歩道整備や景観に配慮した人にやさしい道づくりのほか、未舗装地区の解消や老朽化した除雪機械等の計画的な更新を行い除雪体制の充実を推進します。

②林道

林道等路網の開設及び改良については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮します。特に木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する林道、主として森林施業用の車両を想定する林業専用道、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する森林作業道からなる高密度の路網と、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとします。

③農道

農道や農業用排水路については、適切な維持管理に努め、土地改良事業等を活用しながら計画的な改修を進めます。

また、実施にあたっては北海道と連携をとり実施します。

（2）橋梁

既に策定している、「中標津町橋梁長寿命化修繕計画」の内容を十分に踏まえ、計画に沿った維持管理・修繕・更新等を実施し、長寿命化に努めます。

（３）上下水道

中標津町水道ビジョン及び中標津町下水道中期ビジョンに基づき上水道施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型維持管理に努めます。

また、電力、燃料及びその他維持管理コストの削減に向けて、運転管理の効率化に努めるとともに計画的に老朽化した上下水道施設の更新等を行います。

（４）公園

公園維持管理の指定管理者による公園内の巡回及び清掃等の実施により、安全に利用できる環境を整えるよう努めます。

中標津町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 1 月発行
令和 2 年 4 月一部改訂
令和 4 年 3 月一部改訂
令和 6 年 3 月一部改訂
中標津町総務部財政課
〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山 2 丁目 22 番地
Tel 0153-73-3111
Fax 0153-73-5333